



APO_社労士通信

社会保障協定の締結国が8ヶ国に増えました

2001年、オーストラリア側からの交渉申し入れより協議が進められていた日豪社会保障協定が2009年1月より発効されることになりました。

企業から海外へ一時的に派遣される駐在員等は、相手国の年金・医療保険にも強制加入となることになり、保険料の二重払い、年金の掛け捨てといった問題が生じていましたが、社会保障協定によりこうした問題が解消されることとなります。日本の協定国は、2000年のドイツから始まりオーストラリアで8カ国になりました。今回は、制度の概要と現在の締結状況をまとめてみました。

<社会保障協定の目的>

- 二重加入の防止・・・ 海外への赴任期間が5年以内の場合は赴任先での制度加入が免除され、日本での社会保険を継続。赴任期間が明らかに5年を超える予定の場合は日本の社会保険を脱退し赴任先の制度に加入。5年の免除期間については、条件を満たせば国により1~3年の延長が認められます。
- 年金加入期間の通算・・・ 日本(または赴任先)の年金を受給するために必要な加入期間が足りない場合、赴任先(または日本)の年金制度加入期間を通算することが可能。例えば、ドイツの加入期間要件は10年。ドイツで6年加入していた人は、日本での厚生年金または国民年金加入期間を加算して10年要件を満たせばドイツの年金をもらえることとなります。

ただし、各国の社会保障制度の事情もあり協定の内容は国によって異なる点もありますので個別の確認が必要です。現在締結しているのは8カ国の協定内容は次のとおりです。

国名	発行年	相手国での加入が免除される制度	免除期間	年金の通算制度	老齢年金受給のための最低加入期間
ドイツ	2002年2月	年金	5年	有り	5年
イギリス	2001年2月	年金	5年	無し	11年(女性9.75年)
韓国	2005年4月	年金	5年	無し	10年
アメリカ	2005年10月	年金、医療	5年	有り	10年
ベルギー	2007年1月	年金、医療、労災、雇用	5年	有り	期間要件なし
フランス	2007年8月	年金、医療、労災	5年	有り	期間要件なし
カナダ	2008年3月	年金	5年	有り	10年(国内在住) 20年(国外在住)
オーストラリア	2009年1月	年金	5年	有り	10年豪州国内居住 (連続5年を含む)

協定の締結までは、相手国からの交渉申し入れ→交渉、協議→署名→発効に向けての協議、準備→発効のプロセスを踏みますが、現在、署名済…オランダ、チェコ/交渉中…スペイン、イタリア/交渉準備中…アイルランド、ハンガリー、スイス、スウェーデン、といった状況です。



知っておきたいミニ知識(労働基準法)

第10回 労働基準法改正案成立

昨年3月に労働契約法と同時に提出された労働基準法改正案が、一部修正の上で本年12月5日に国会で可決成立し、12月12日に公布され、同日付で都道府県労働基準局長宛通達されました。施行は平成22年4月1日と1年以上の期間はありますが、時間外労働の割増率の変更という企業にとって大きな影響を与える改正内容もあり、今後長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するために、各企業が労働環境を整備していくことが重要な課題となっていきます。今回はその改正事項のみをお知らせしますが、今後改正省令や施行通達が出て詳細がわかってきた段階で、再度お知らせします。

1. 時間外労働の削減

- (1)36協定に割増賃金の率に関する事項を追加
- (2)①月に60時間を超えて時間外労働をさせた場合、割増率を5割増以上とする。②但し一定要件を満たす中小事業主には当分の間適用しない。③月45時間超~60時間以内で時間短縮・割増賃金率(従前の2割5分)の引上げを努力義務化。
- (3)労使協定の締結により、上記(2)①の支払いに代えて年次有給休暇以外の代償休暇を付与することができるようにする
- (4)1ヶ月に45時間を超え60時間までの割増率は従前の2割5分増を超えるよう努力

2. 年次有給休暇の有効活用

労使協定の締結により、年5日以内の日数について時間単位で年次有給休暇を取得することができるようになる。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO_社会保険労務士法人 本田和子 / 望月伸恵 / 三浦俊彦 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区揚場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1830

ホームページもご覧下さい。
<http://www.apoutsourcing.jp/>